

別記様式（第11条関係）
（その1）会所用圖表例

和歌山県議会議長 様	年 月 日	会 派 名 ○ ○ ○ ○ 代 表 者 名 △ △ △ △ 印
政務調査費収支報告書		
平成〇〇年〇月〇日付け和議会第〇号で交付決定のあった政務調査費について和歌山県政務調査費の交付に関する条例第11条第1項の規定により、平成〇〇年度政務調査費の収入及び支出を下記のとおり報告します。		
記		
1 収入 政務調査費 7,200,000 円		
2 支出 （単位：円）		
区 分	支 出 額	主 たる 支 出 の 内 訳
調査研究費	1,536,415	会派検討委員会開催経費 県外行政調査旅費（東京、鳥取） 〇〇問題検討委員会開催経費 等
研 修 費	755,350	講演会参加費 会派勉強会開催費 等
会 費 費	1,541,600	会派総会開催費 関係団体との意見交換会開催費 等
資料作成費	551,090	要望書印刷費、資料印刷費 等
資料購入費	551,975	書籍等購入費、新聞・雑誌購入費
広 報 費	1,211,600	会派ホームページ更新委託費 会派広報誌作成委託費 等
事 務 費	1,051,970	備品購入費、消耗品購入費 通信費（電話、切手等） 等
人 件 費	0	
合 計	7,200,000	
3 残余 0 円		

別記様式（第11条関係）
（その2）議員用記載例

和歌山県議会議員 様

年 月 日

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

政務調査費収支報告書

平成〇〇年〇月〇日付け和議会第〇号で交付決定のあった政務調査費について和歌山県政務調査費の交付に関する条例第11条第1項の規定により、平成〇〇年度政務調査費の収入及び支出を下記のとおり報告します。

記

1 収入
政務調査費 2,880,000 円

2 支出 (単位：円)

区 分	支出額	主たる支出の内訳
調査研究費	529,520	〇〇案件に係る土地測量委託費 県外調査経費 県内調査経費 等
研 修 費	259,500	〇〇〇講演会への参加旅費 〇〇〇研修会への参加費及び旅費 〇〇〇議員連盟会費 等
会 議 費	110,500	地元要望聴取のための会場借上費 地元報告会のための会場借上費 等
資料作成費	150,000	資料印刷費
資料購入費	42,320	書籍等購入費、新聞・雑誌購入費 等
広 報 費	225,327	広報誌印刷費及び発送費 ホームページ作成委託費 等
事 務 所 費	132,275	光熱費 等
事 務 費	332,320	事務機器借上費、コピー用紙購入費 事務用品購入費 通信費（電話、切手等） 等
人 件 費	1,098,238	事務員雇用経費
合 計	2,880,000	

3 残余 0 円

政務調査費運用マニュアル

1 調査研究費関係

- (1) 交通費、宿泊費は実費。
- (2) 交通費で領収書を徴し難いものは、メモを残しておけば証拠物になると思われる。
- (3) 自動車の維持費（燃料費等）も交通費に含まれるが、公務用と自家用の割合は最終的には利用者の判断になる。
- (4) レンタカー代、高速料金も対象となると思われる。
- (5) 食糧費は含まれない。ただし、宿泊料金の設定が朝食を含む場合には宿泊料金の一部になると考えられる。

2 研修費関係

- (1) 講師謝金も領収書を徴しておくことが望ましい。
- (2) 会費には議員連盟の会費も含まれる。

3 会議費関係

- (1) 個人の県政報告会は、もっぱら政治活動になる可能性があるので注意を要する。
- (2) 会派が主催する会議は、当該会派と一体となった茶菓及び昼食で、社会通念上妥当なものは対象になると思われるが注意を要する（会派内部の会食は認められない。）。

4 資料作成費関係

- (1) 会派又は議員個人が各種会議に要する経費（会場費、機材借り上げ費、資料印刷費等）。

5 資料購入費

- (1) 書籍、新聞（2誌目以降）、雑誌は全く関係のないもの以外は対象になると思われる。

6 広報費関係

- (1) 議員活動の広報活動と政治家としての広報活動を区別する必要がある（同一紙面に両者が併存している場合には、両者の割合は最終的には議員の判断になると思われる。）。

7 事務所費関係

- (1) 後援会事務所と併用している場合、両者の割合は最終的には議員の判断になると思われる。

8 事務費関係

- (1) 慶弔費、贈答品、挨拶状等には絶対に支出しないでください。
- (2) 党費には絶対に支給しないでください。
- (3) 携帯電話料金は全額通信費に充てられる場合が多いと思われる。
- (4) 自宅を事務所としている場合の電話料金のうち、政務調査費の割合は最終的には議員の判断になると思われる（ただし、基本料金は自費とするのが無難ではないかと思われる。）。

9 人件費関係

- (1) 会派又は議員が行う調査研究を補助する職員（ただし、雇用契約が必要）。
- (2) 家族を雇うことも可能（ただし、雇用契約が必要）。